

各私立学校設置者 }
各私立専修学校設置者 } 様
各私立各種学校設置者 }

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 8 年度私立学校被災児童生徒等就学支援事業について

このことについて、別添「私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき事業を行いますので、事業の実施を希望する場合は、下記書類を令和 8 年 10 月 30 日（金）までに当課宛て御提出願います。各学校設置者におかれましては、被災児童生徒等の就学支援につながるよう本事業の趣旨をご理解の上、積極的な活用をお願いします。

記

1 提出書類

(1) 必ず提出する書類

ア 令和 8 年度私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助事業計画書の提出について
（参考様式①）

イ 事業計画書（様式第 2 号②）

ウ 授業料等減免確認書（個票）（別紙 1 ③）

（ア）被災状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付すること。

（イ）要綱第 2（4）「世帯の収入の著しい減少」に該当する場合は、「収入の申立書（別添 1 ④）」に収入状況がわかる書類（平成 22 年度以降の課税証明書の写し、月額給与明細書等）を添付し提出すること。

（ウ）昨年度対象となった生徒の証明書類については、昨年度提出した書類の写しを提出すること。

エ 法人等で定める減免実施概要が確認できる書類

※ 減免制度がある場合は、当該制度の要綱等を提出し、無い場合は、事業概要と本年度実施する旨が記載されている理事会の議事録等を提出すること。

オ 被災児童生徒等あてに通知した減免決定通知の写し（任意様式）

※ この時点での提出が難しい場合は、交付申請書提出の際に必ず添付すること。

なお、交付申請書提出までに、被災児童生徒等宛てに減免決定通知を行わなかった場合は、県の交付決定は行うことができないため注意すること。

カ 令和 8 年度市・県民税課税証明書

キ 市町村から通知される施設等利用給付認定通知書

※ 私学助成を受ける幼稚園においては必ず提出すること。

ク 私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金チェックリスト（私立学校用）（様式 1 ⑤）

ケ 施設等利用費支給額等一覧表（別紙）

※ 私学助成を受ける幼稚園のみ提出すること。ただし、代替となる書類等がある場合は、当該書類の提出をもって足りる。

コ 園則又は学則の写し

(2) 該当がある場合のみ提出する書類

ア （本補助金以外の）減免等実施確認書類

特待生制度や私立高等学校授業料減免等の本補助金以外の支給がある場合は、その支給が確認できる書類を提出すること。

イ 未添付一覧表（様式 2 ⑥）

(1) オ及び (2) アの提出について、提出期限に間に合わない場合は、該当書類を記載し、提出すること。

ウ 保育料の内訳が分かる書類

施設等利用費の対象とならない費用（給食費等）が保育料に含まれ、園則に記載が無い場合。

2 提出年月日及び場所

令和8年10月30日（金） 厳守

岩手県庁8階 ふるさと振興部学事振興課（郵送可）

3 書類提出の際の留意事項

(1) 補助対象経費及び補助上限額について

別添のとおりであるので、確認すること。

(2) 対象児童生徒等について

事業計画書提出時点で判明している対象者をすべて記載すること。

(3) 事業計画書の記入方法について

施設型給付を受給する園にあっては、特定負担額減免額（B欄）のうち、入学選考料に相当する金額については括弧書きでその金額を記入すること。合計欄も同様に記入すること。

4 その他

(1) 被災児童生徒等に対する減免決定通知は、必ず交付申請書提出前に終わらせること。

(2) 被災児童生徒等に対する授業料等の返還は、原則、交付申請書提出前に終わらせること。

※ 交付申請書提出前に授業料等の還付が完了しなかった場合は、令和9年3月31日までに必ず行うこと。令和8年度中に返還を行わなかった場合は、補助対象外となるので注意すること。

(3) 事業の実績確認の際に、法人等から生徒等（保護者）に対して減免（返還）したことが分かる書類（私立学校被災児童生徒等就学支援事業実施証明書（参考様式2⑦）等）を提出すること。

(4) 令和6年度より、補助対象者は高等学校、特別支援学校（高等部）、専修学校及び各種学校の設置者となるが、令和5年度に減免を受けていた生徒等については、その生徒等が学校等を卒業するまで、従前のとおり補助対象となる。また、高等学校、特別支援学校（高等部）及び専修学校（高等課程）については、令和6年度入学者から所得制限を設け、世帯年収910万円未満相当の世帯を対象とする。

なお、令和8年度は、「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）（就学支援金新制度の対象外となる生徒を対象とした補助制度のこと。仮称。以下「新修学支援金」という。）」が新たに創設されることに伴い、補助額は、新修学支援金及び要綱第4に規定される補助金等の支給額を差し引いた額となる。

(5) 当該支援補助の対象となる生徒の範囲は、要綱第2条に定める者であって、かつ「平成23年4月1日以前に生まれた者」とする。

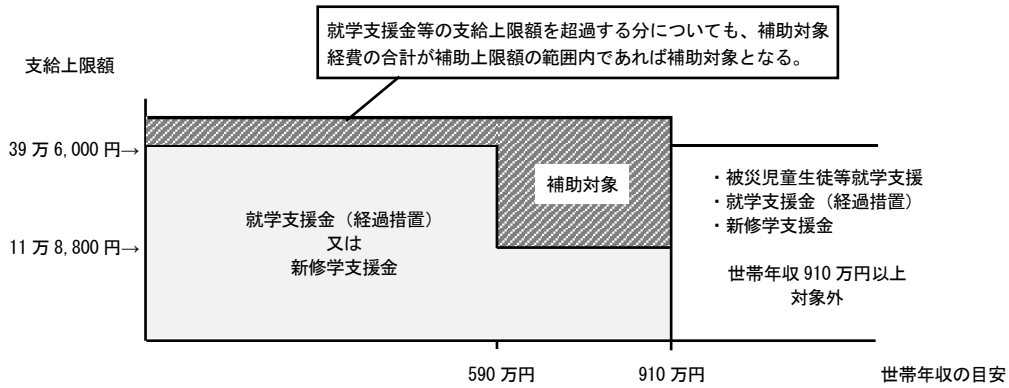
【担当】私学振興担当 藤原
電話 019-629-5041
FAX019-629-5049
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

【参考】要綱（抜粋）

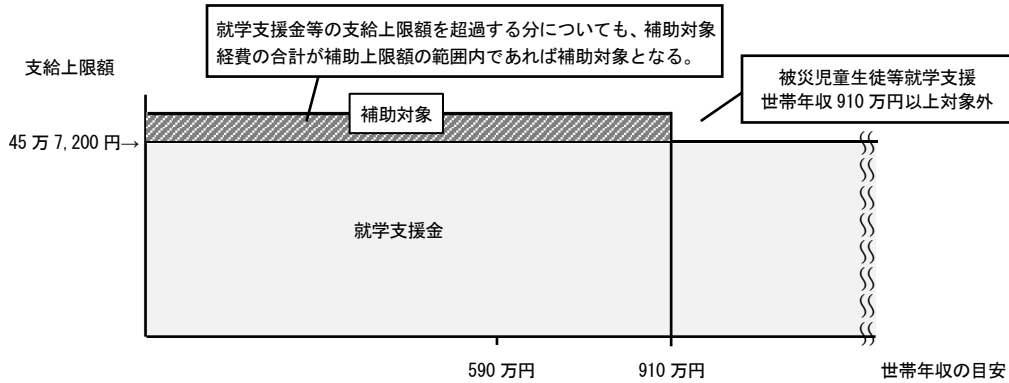
第4 次の補助金等が支給される場合は、当該支給額を控除し、補助上限の範囲内で残りの額を補助する。

- (1) 高等学校等就学支援金
- (2) 私立高等学校等授業料等減免事業補助金（昭和56年6月30日岩手県告示第790号）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助のうち高等学校等就学費
- (4) 学び直しへの支援事業費補助金
- (5) 高等教育の修学支援新制度による私立専修学校専門課程授業料等減免補助

※補助対象イメージ（授業料／就学支援金経過措置及び新修学支援金対象者）



※補助対象イメージ（授業料／就学支援金経新制度対象者例）



(別添)

私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置者が行う、入学選考料（専修学校専門課程及び各種学校を除く）、入学金、授業料及び施設整備費等の減免に要する経費に対し、次の補助率で補助を行う。

(1) 幼稚園

入学選考料 10/10 補助

入学金、授業料及び施設整備費等 10/10 補助（ただし、県平均額 337,480 円を上限とする。）

(2) 高等学校、特別支援学校及び専修学校高等課程

入学選考料 10/10 補助

入学金、授業料及び施設整備費等 10/10 補助（ただし、県平均額 590,397 円を上限とする。）

(3) 専修学校専門課程及び各種学校

入学金、授業料及び施設整備費等 2/3 補助（上限なし）

(4) 施設型給付受給園

基本負担額及び特定負担額 10/10 補助（ただし、県幼稚園平均額 337,480 円を上限とする。）